

# 自衛隊車両の特殊車両通行 通知書・照会書について

R6・3・1

札幌開発建設部 特定公物管理対策官

# 自衛隊車両の特殊車両通行通知書・照会書について

自衛隊の特殊車両通行通知書・照会書については、「車両制限令の一部を改正する政令及び車両の通行の許可の手続き等を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通達）（昭和48年11月8日建設省道交発第35号局長あて建設省道路局長通達）別添覚書」に基づくものとなっています。

## 特殊車両通行通知書

自衛隊車両の通行について、道路情報便覧及び「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づいた算定の結果、条件Aから条件Dまでの範囲内において通行可能であると判断されるとき、自衛隊は当該道路の道路管理者に対し、特殊車両通行通知書により通知を行うこととなっています。

# 特殊車両通行照会書

自衛隊車両の通行について、道路情報便覧及び「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づいた算定の結果、条件Aから条件Dまでの範囲内において通行不可（個別審査）であると判断されるとき、自衛隊は当該道路の道路管理者に対し、特殊車両通行通知書による通知を行うとともに、特殊車両通行照会書により当該道路の構造の保全のための必要な措置について照会を行うこととなっています。この場合、道路管理者からの回答を得て通行する車両と型式・構造・諸元・積載貨物及び通行経路が同一である車両の通行であれば、1年間は照会を省略し通知することをもって足りるとされています。

なお、履帯の特殊車両については、道路損傷の可能性もあるため、算定結果に関わらず照会書を提出し、道路管理者の適切な条件が付された回答書に従って通行するようにしてください。

# 特殊車両通行許可オンライン申請PRサイト

自衛隊車両の諸元・経路を入力し算定するためにPRサイトを参照し、電子申請書作成システムで申請データを作成、簡易算定システムで算定を行い、通知書のみか照会書も必要かどうかを判断してください。ただし、作成した申請データは提出の必要はありません。

## 特殊車両通行許可オンライン申請PRサイト

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

※申請データ作成の詳細については、上記PRサイトの電子申請書作成システム操作マニュアルをご参照ください。

# 自衛隊車両の特殊車両通行通知書及び照会書の送付先

北海道開発局管理の国道と自動車専用道を通行する自衛隊車両の特殊車両通行通知書及び照会書については、全て、以下のとおり札幌開発建設部に問合せ又は送付願います。

〒060－8506 札幌市中央区北2条西19丁目

札幌開発建設部 特定公物管理対策官

直通電話 0 1 1－6 1 1－0 3 1 3

F A X 0 1 1－6 1 1－4 2 0 9

E-mail [hkd-sp-tokusya@ki.mlit.go.jp](mailto:hkd-sp-tokusya@ki.mlit.go.jp)

※照会書及び通知書をメールで送る際は、確認のため、電話での連絡もお願いします。

※メール以外（郵送等）での送付も可能です。

# ONLINE SYSTEM

特車通行確認・特車通行許可  
特殊車両通行申請手続き



令和4年4月1日に「限度超過車両の新たな通行確認制度」が施行されました。詳しくは左のバナーをクリックしてください。(指定登録確認機関のWebサイトに移動します)

文字の大きさ [小](#) [中](#) [大](#)

## 初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。

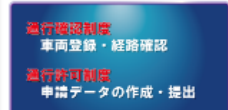


※推奨パソコン環境について

よくある!?  
間違い事例集

## 既に利用されている方 (ユーザーID・パスワードが必要です)

通行許可システムへのログイン  
通行確認システムへのログイン



簡易算定システムへのログイン

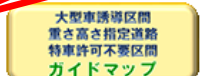
作成したデータを算定する  
提出前にご確認ください

## 走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制  
情報を確認できます。



大型車誘導区間、重量高さ指定道路、特車許可不要区間の確認ができます。



全国の未収録道路の路線名等の  
問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

特殊車両通行許可  
不要制度について

## メンテナンス情報

現在、メンテナンス情報はありません。(02/27 10:15)

[以前のメンテナンス情報はこちらをご覧ください。](#)

## 重要なお知らせ

[以前の重要なお知らせはこちらをご覧ください。](#)

### ○ 令和6年2月28日(水) 自治体申請システムについて **NEW!**

自治体申請システムにおいて、Microsoft Edgeブラウザの利用が可能になりました。自治体申請システムについて、令和3年4月1日からお問い合わせ窓口が変更になりました。新しい窓口については、[こちら](#)でご確認ください。  
なお、問合せいただく前に[こちら](#)のFAQをご確認ください。

利用にあたっての案内は、[こちら](#)でご確認ください。  
本システムに関する概要・問合せ先・留意点は、[こちら](#)でご確認ください。  
本システムの利用方法(操作マニュアル)は、[こちら](#)でご確認ください。  
本システムによりオンラインで申請できる地方公共団体は、  
こちら(都道府県・政令市・市区町村)でご確認ください。  
(申請しようとする地方公共団体が対象となっていることを確認してから利用登録してください)  
自治体申請システム・ログイン画面へ



トップページ

特殊車両通行確認  
(新制度)

特車通行許可

特殊車両通行  
許可制度について

システム利用規約  
初めにお読みください

特殊車両通行許可システム  
によるオンライン申請について

代理申請について

自治体申請システム  
について

農耕トラクタの  
特殊車両通行許可  
申請について

ASL-IDお問い合わせ

誘導等講習

各種ダウンロード  
操作マニュアル、オンラインツール、他

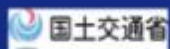
③ 「電子申請書作成システム」で作成したデータを「簡易算定システム」で算定します。

① 「各種ダウンロード」からダウンロードページへ。(次ページ)

# ONLINE SYSTEM

特車通行確認・特車通行許可

## 特殊車両通行申請手続き



ダウンロード

文字の大きさ 小 中 大

このページでは、特殊車両通行許可オンライン申請に必要なプログラムやマニュアルのダウンロードができます。

メニュー

トップページ

### オフライン用プログラムおよび操作マニュアル

名称	バージョン	概要
<a href="#">電子申請書作成システム（インストーラ）</a>	V20210402	インターネットに接続することなくパソコンで特殊車両通行許可申請書を作成するためシステムです。（算定機能はありません。） ※新バージョン（元号改正対応版）の電子申請書作成システムについては、こちらよりセットアップください。 ※2021/4/1時点の道路情報便覧が収録されています。
<a href="#">電子申請書作成システム用便覧更新データ [mdb]</a>	<b>NEW!</b> Ver.240101	電子申請書作成システムの最新（2024/1/1時点）の道路情報便覧が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。
<a href="#">電子申請書作成システム操作マニュアル[PDF]</a>	V202005	最新（V202005版）のオフライン用システムの操作マニュアルです。

誘導等

各種ダウンロード  
操作マニュアル、オフラインツール、他

お問い合わせ先

お問い合わせ先

ヘルプデスク窓口

よくある質問と回答

②「電子申請書作成システム」をダウンロードしデータを作成します。

データ作成と算定についての詳細は、「電子申請書作成システム操作マニュアル」をご参照ください。